

低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割、18歳以上均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されます。
令和8年度は令和7年度に比べ、軽減の範囲が拡大されることになりました。

軽減判定の所得基準

軽減割合	所得基準（令和8年度）	所得基準（令和7年度）
7割軽減	43万円 +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}	43万円 +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}
5割軽減	43万円+（31万円×被保険者数） +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}	43万円+（30.5万円×被保険者数） +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}
2割軽減	43万円+（57万円×被保険者数） +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}	43万円+（56万円×被保険者数） +{10万円×（給与・年金所得者数-1）}

注意1：軽減判定所得が上記の所得基準以下の世帯は、保険税のうち均等割、18歳以上均等割及び平等割が軽減されます。

※軽減判定所得とは、前年中の総所得（申告分離所得を含む）+ 譲渡所得の特別控除額 + 専従者控除額で擬制世帯主の所得を含みます。
1月1日時点で65歳以上の年金受給者については、年金所得の範囲内で最大15万円の特別控除があります。

注意2：被保険者数は同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

注意3：給与・年金所得者とは一定の給与所得者及び一定の公的年金所得者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人・擬制世帯主を含む）をいいます。
なお、一定の給与所得者とは給与収入55万円超の人をいいます。
また、一定の公的年金所得者とは65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける人をいいます。

注意4：後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置があります。